

放課後児童クラブについて

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る
(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の2第2項))

【現状】(平成19年5月現在)

- クラブ数 16,685か所(全国の小学校区約23,000校のおよそ3/4程度)
⇒平成19年度に「放課後子どもプラン」を創設し、原則としてすべての小学校区での実施をめざす
- 登録児童数 749,478人(全国の小学校1~3年生約357万人の2割程度)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 14,029人[利用できなかった児童がいるクラブ数 2,253か所]

【事業に対する国の助成[児童手当勘定(特別会計)から事業実施市町村への補助]】

○平成20年度予算額 186.9億円(28.4億円増)

○運営費

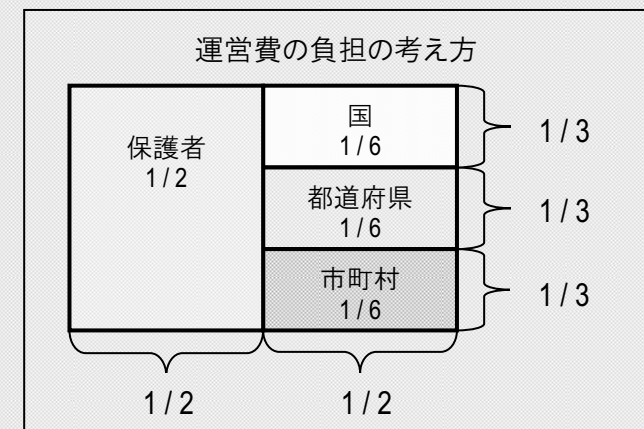
- ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。

・児童数36~70人の場合、基準額:240.8万円

○整備費

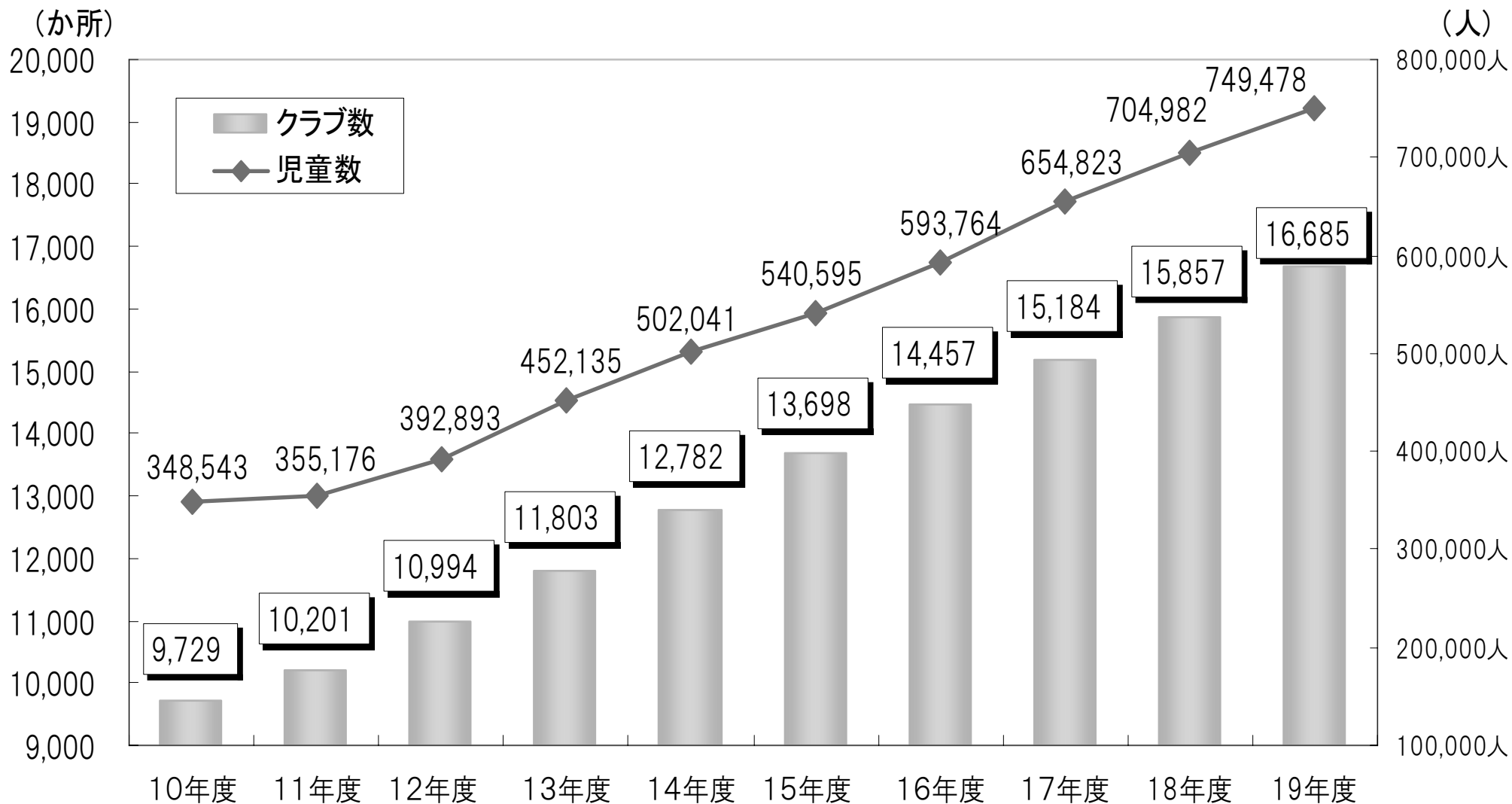
- ・新たに施設を創設する場合(基準額:1,250万円)のほか、学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成

※運営費又は整備費(創設費を除く)は、国、都道府県、市町村が3分の1ずつ、整備費(創設費)は、国、都道府県、市町村又は設置者(社会福祉法人等)が3分の1ずつ負担



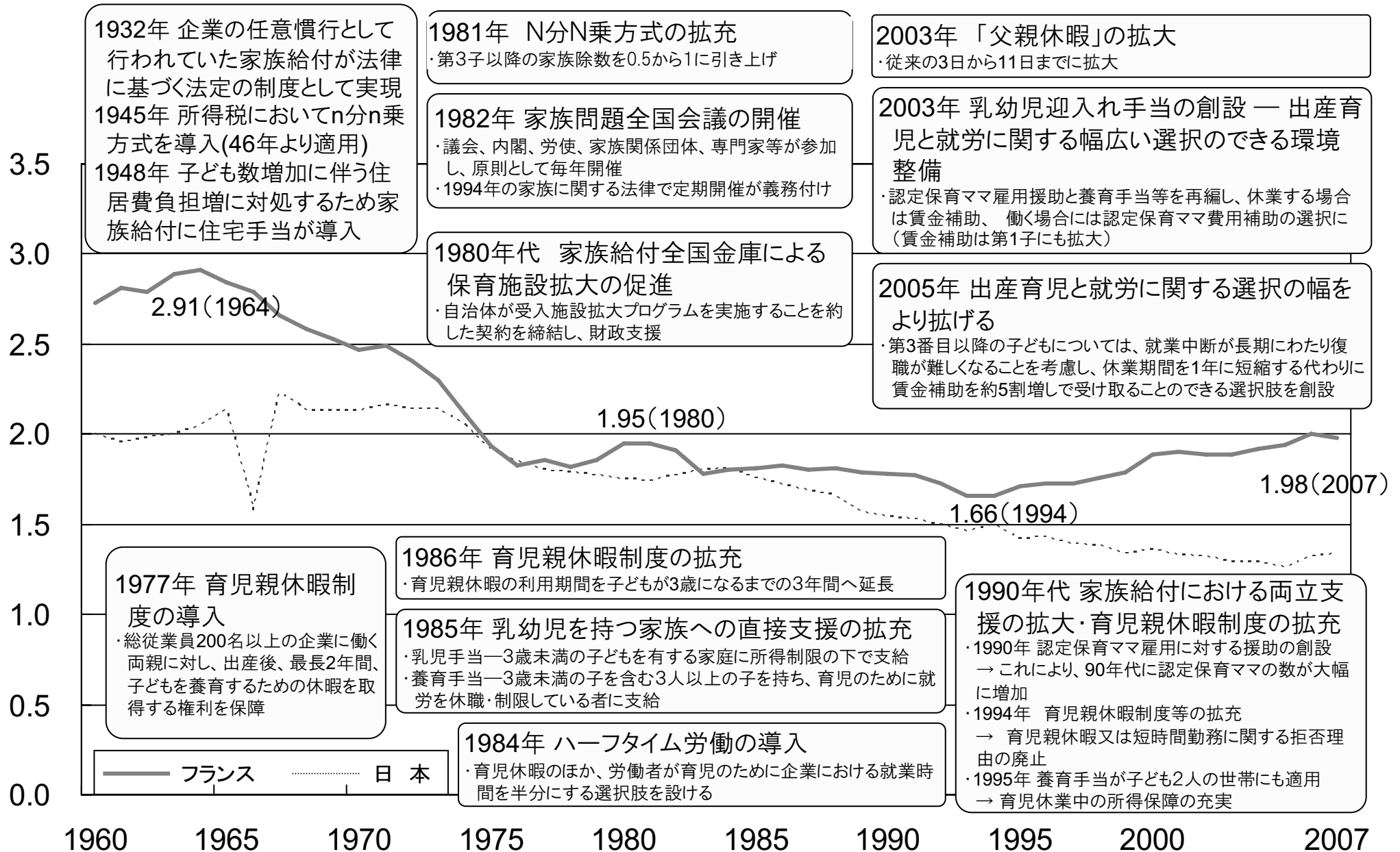
放課後児童クラブ数及び登録児童数の推移

○ 平成19年では、クラブ数は16,658か所、登録児童数は74万9,478人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約7,000か所、児童数は約40万人の増となっている。



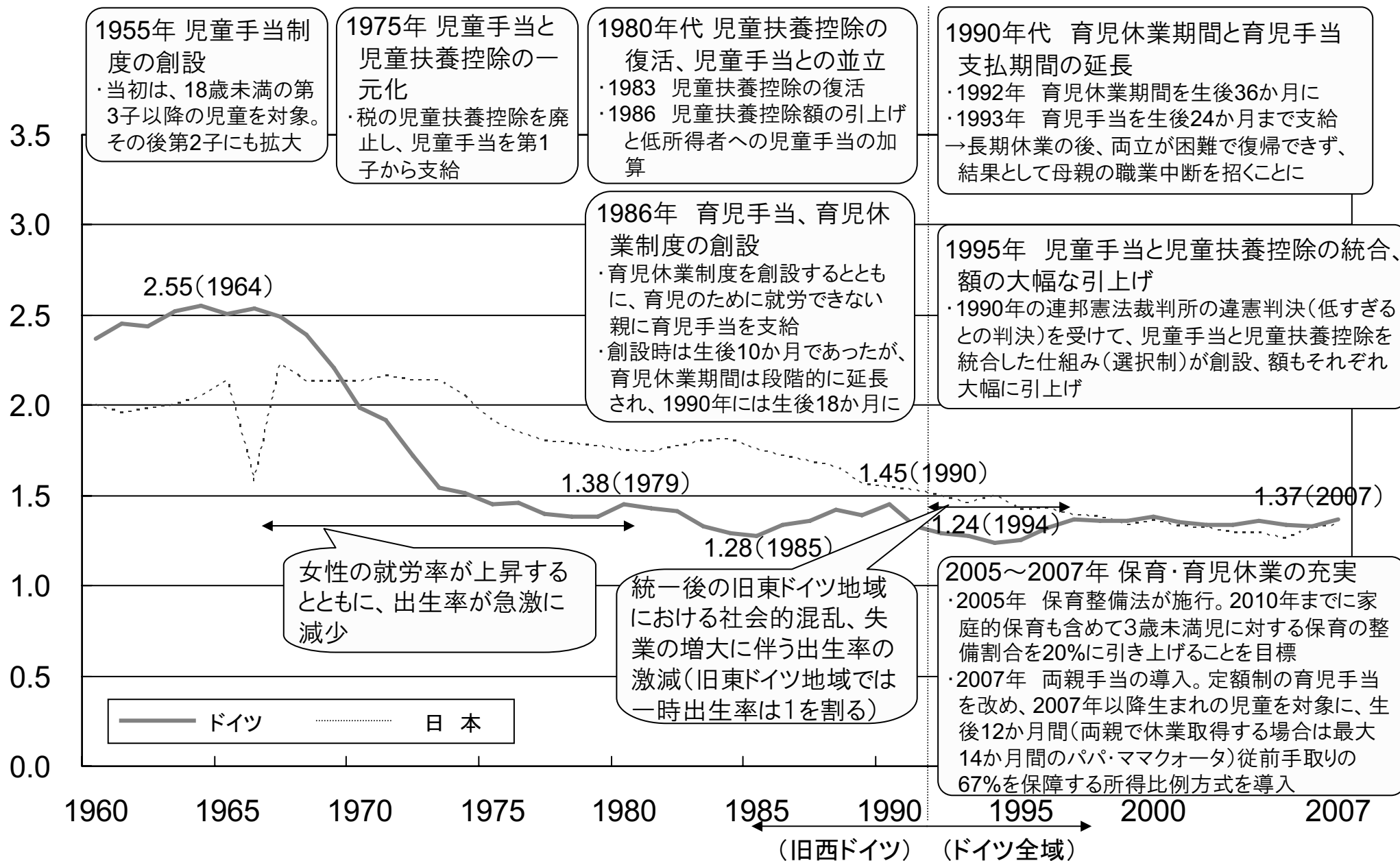
※各年5月1日現在(育成環境課調)

フランスの出生率の推移と家族政策



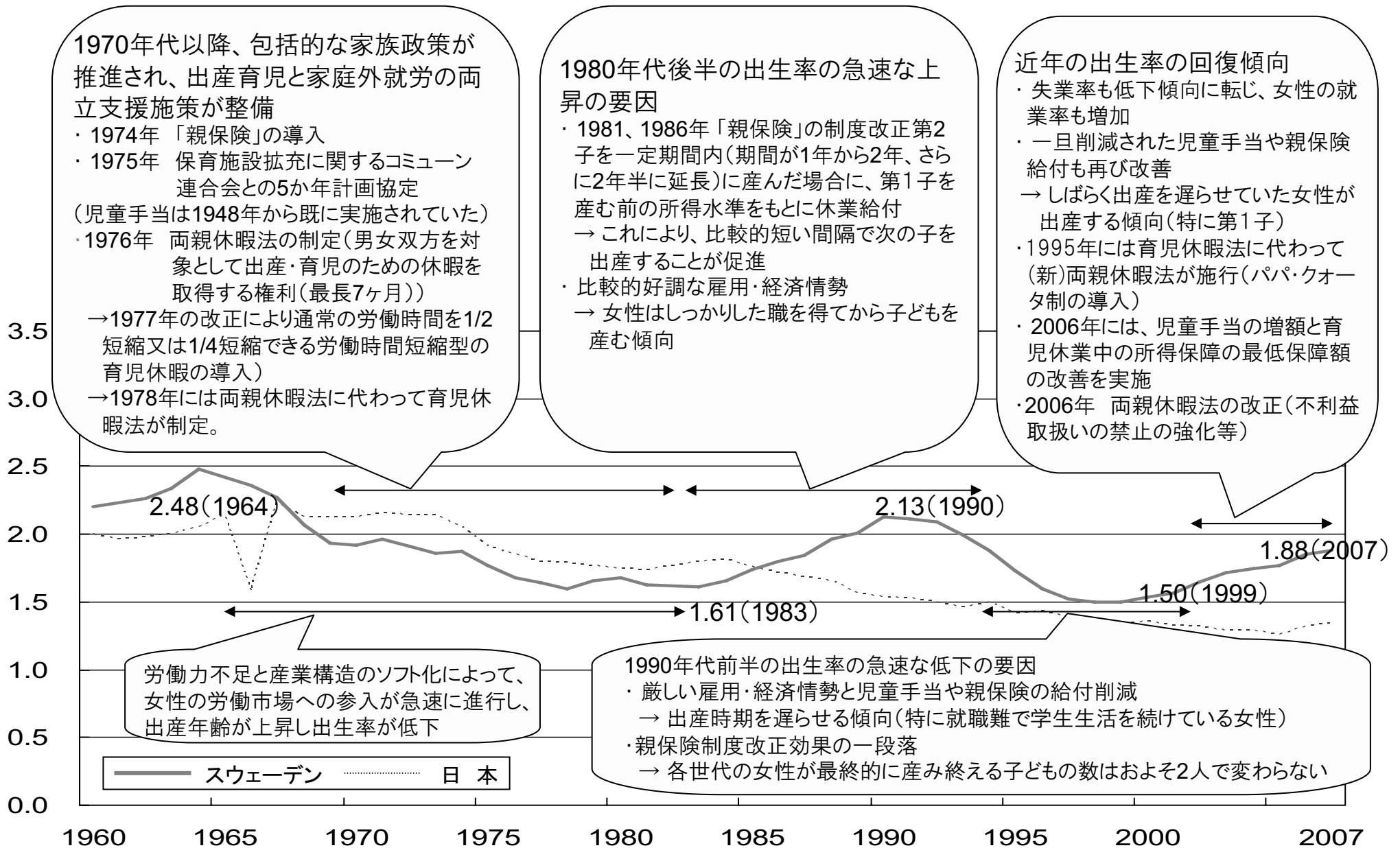
資料：Council of Europe : Recent demographic developments in Europe 2003(2004～2006はINSEE:2006 Demographic Reportによる), 厚生労働省 : 人口動態統計 諸外国における育児休業制度(平成9年3月 財団法人 婦人少年協会)

ドイツの出生率の推移と家族政策



資料: Council of Europe : Recent demographic developments in Europe 2003 (2003～2005は Statistisches Bundesamt による), 厚生労働省 : 人口動態統計

スウェーデンの出生率の推移と家族政策



資料: Council of Europe : Recent demographic developments in Europe 2003 (2003~2006は Sweden Statisticsによる)、厚生労働省 : 人口動態統計 諸外国における育児休業制度 (平成9年3月 財団法人婦人少年協会)